

4 江監第 4 5 9 号 令和 4 年 1 0 月 1 7 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員 松 土 英 男

雨 藏 田 朝 彦

同 中嶋雅樹

同 白岩忠夫

令和4年度第2回定期財務監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項、江東 区監査基準(令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号)第1条及び第2 条第1項第1号に基づいて行った監査の結果を、同法第199条第9項、同基 準第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年度第2回定期財務監查報告書

第1 監査の範囲

- 1 監査の対象事項
 - (1) 令和3年度一般会計
 - (2) 令和3年度国民健康保険会計
 - (3) 令和 3 年度介護保険会計
 - (4) 令和3年度後期高齢者医療会計
 - (5) 内部統制に関する事項

2 監査の対象部 (局・室・所)

政策経営部、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部(保健所)、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和4年6月2日から同年7月29日までの計35日間

第2 監査の手続

令和3年度各会計歳入歳出予算の執行状況についての資料を対象部(局・室・所)から求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。また、今年度は、消費者センター、江東区保健所、道路事務所及び深川保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は、工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、児童向け複合施設新築工事(江東区こどもプラザ)、東陽七丁目道路改良工事、仙台堀川公園改修工事(A-2)、江東区立南砂中学校校舎その他改修工事について、各現場視察を行った。

また、内部統制に関する事項として、令和元年度に実施した行政監査「財務事務に係る内部統制の現状と課題について」及びその後の定期財務監査の報告書において課題として言及した事項に対する令和3年度における取組みについて、政策経営部(行政管理担当)及び会計管理室を対象として、書面及び聞き取りによる監査を実施した。

第3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、現金取扱事務(現金出納簿の整理等)を重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の 定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取組み状況を把握するこ とを主眼に、監査を実施した。

第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は 処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認 められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取組み等について別項で意見を付す。

第 5 指摘事項

1 契約書の特記条項に則った適正な事務処理を行うべきもの(政策経営部情報システム課)

情報システム課では、庁内 LAN やインターネット環境に関わるシステムなど様々な保守・改修等の業務を事業者に委託しているが、契約書に付された「個人情報の取扱いに関する特記条項」には再委託を禁止する旨が明記されているにもかかわらず再委託している事例や、業務の一部を再委託することが可能とされている契約において、同特記条項に定める誓約書や各種届書等が再委託先から適切に徴取されていない事例等が散見された。

また、同課は平成 28 年度から平成 30 年度までの定期監査において、同特記条項の取扱いに関して毎年度注意を受けてきたほか、令和元年度には指摘事項とされている。その後の措置については「管理方法を見直し、チェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで、管理の徹底を図る。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実に鑑みると、改善が図られているとは言い難く、誠に遺憾である。

同課は、全庁に対して、情報セキュリティ実施手順の順守について指導している立場にあることも踏まえ、自らの管理する情報についても厳格に取り扱う必要がある。同課が取り扱うすべての委託事業の契約条項が実態に即した適切なものになっているかを含めて総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

2 支出事務を遅滞なく行うべきもの (こども未来部保育課)

以下に示す保育園の敷地については、いずれも東京都より賃借しており、 賃料は3ヶ月毎に年4回定められた支払期限までに、請求に基づいて支払う 旨の契約となっている。

保育園名	4月~6月分賃料 (3ヶ月分)	請求書(納入通知書) の日付
太陽の子森下三丁目保育園	274,538 円	令和3年4月21日
タムスわんぱく保育園木場	343,771 円	令和3年4月21日
小名木川保育園	2,710,570 円	令和3年4月22日

同契約に基づく令和3年4月から6月分の賃料(3ヶ月分)の請求書については、保育課からの報告によると同年4月26日頃までには同課に到達し、支払期限は同契約に基づき同年5月31日とされていたが、支払期限に余裕のある他の請求書類と混同し、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかった。

その結果、同賃料は支払期限から11日を過ぎて支払われたため、同契約に基づいて年14.6%で算定した延滞金14,619円が発生した。

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出することで、区に損害を生じさせたものであり、区政に対する区民の信頼を損ねるものである。

また、同課は平成 29 年度の定期監査報告書においても賃借料の支払い遅延による延滞金が 35,489 円発生していたこと等について指摘事項となっている。その後の措置については「年間を通して執行事務手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底し、適正な事務処理を行う。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実に鑑みると、十分な改善が図られているとは言い難い。

今後は、会計処理にあたって遅滞や遺漏が生じないよう、課内におけるチェック体制を総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

第6 監查委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、昨年度に引き続き現金取扱事務(現金出納簿の整理等)を重点 監査項目として監査を実施した。その結果、法令等に従って概ね適正に処理 されていることを確認したが、一部の課においては以下のような不適正な事 例が見られた。

(1) 現金出納簿の記帳誤り等

- ① 記帳が年度の途中で途絶えており、年度の締め処理がされていない。
- ② 現金出納簿が事業別に作成されていない。
- ③ 現金で切手等を購入しているが、現金出納簿を作成していない。
- ④ 記帳されている金額や日付が、預金通帳や領収書などの証憑書類と 一致しない。
- ⑤ 累計欄や残額欄についても、記帳されている金額の誤りや記帳漏れがある。
- (2) 現金の取扱いに関わるその他の不適切な事例
 - ① 領収書の控に連番が付されていない例や、連番の誤記や重複が見られた例があり、受領した現金が確実に納付されていることが確認できない。
 - ②前渡金の支払いが支払期間を超過している。
 - ③ タクシー代等の支払いにあたり、他の経費による立替え払いをしている。

こうした事例の多くは、現金を取り扱う職員が現金出納簿の意義と必要性 を理解していないほか、所属におけるチェック体制が不十分であることも起 因していると思料される。

現金取扱いに関しては、昨年度の第2回定期財務監査において指摘事項となった手数料未納付の発生や、昨年度の第4回定期財務監査において監査委員意見として言及した、年度を超えた未精算金の発生についても、いずれも現金出納簿が正しく記帳されていなかったことが起因している。

現金出納簿の整理については、「金銭会計事務の手引き」や「基本事務マニュアル」においても記入例とともに説明されているところであるが、これらのマニュアルが有効に活用されていないことは誠に残念である。

各課におかれては、江東区会計事務規則等、事務の根拠となる規定や現金 出納簿の記帳方法を改めて確認するとともに、チェック体制が組織的なもの となっているかを含めて再点検されたい。

また、本件の制度所管である会計管理室におかれては、現金を取り扱うに

あたっての注意点とともに、現金出納簿の意義と必要性も含めて周知徹底を 図られたい。

2 個人情報を取り扱う業務の委託について

個人情報を取り扱う業務の委託については、昨年までも多くの課に対して 注意を促しているところであるが、本監査においても前述の指摘事項のほか、 多くの課において以下のような例が見られた。

- (1) 個人情報の取扱いに関する特記条項に定められた各種届書や誓約書が 徴取されていない。
- (2) 個人情報を取り扱う可能性がある業務の委託契約について、同特記条項が添付されていない。
- (3) 同特記条項から、誓約書の徴取に関する条項が省かれている。
- (4) 再委託を禁止する旨が明記された委託業務において、再委託されている。
- (5) 業務の一部の再委託が認められている委託業務について、再委託承認申請書に再委託する業務節囲が明記されていない。
- (6) 再委託先事業者から、同特記条項に定められた各種届書や誓約書が徴取されていない。

他の自治体においては、個人情報の取扱いに係る事件に関し、委託先事業者が他の事業者へ再委託した後、更に他の事業者に再々委託をしている、いわゆる「多重下請け」の状況にあることを委託元である自治体が把握していなかったことも問題点として指摘されている。

各課におかれては、個人情報を取り扱う業務の委託について、委託先における業務執行の実態(特に再委託の実態)が契約内容に則った適正なものであるか、改めて確認されたい。

また、本件の制度所管である広報広聴課におかれては、個人情報を取り扱う各業務委託の契約条項の実態を点検するほか、各課に対しては個人情報の取扱いに関する特記条項の意義や注意点等について改めて周知徹底を図るなど、事故を未然に防ぐための方策を検討されたい。

3 内部統制に関する事項について

会計事務に関する内部統制については、研修の実施やマニュアルの充実、 システムの改修や検討が引き続き進められており、会計事務の適正執行に向 けた効果を期待したい。今後とも内部統制体制の検討状況を踏まえながら、 さらに実効性の高いモニタリング手法について引き続き検討を進められたい。 また、全庁的な内部統制体制の整備については、本監査においても具体的 な進展状況が確認できなかった。

内部統制は、行政の「品質保証」とも言えるものであり、区民等に対して 区が適正に業務を遂行していることを明確に示すためには、内部統制を各部 署に委ねるのではなく、全庁的な取組みとして推進する必要がある。

これを実効性あるものにするためには、まず、内部統制制度を統括する部署を明確に定めることが必要であり、内部統制を推進する部署と評価する部署をそれぞれ定めることも考えられる。

本件の制度所管である企画課におかれては、職員の業務負担や費用対効果も考慮しながら、組織の整備についてさらに検討を進められたい。